

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る指導検査実施方針

(趣旨)

第1条 この実施方針は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「子・子法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「児福法」という。）の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「保育施設等」という。）に対して行う指導検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導検査の目的)

第2条 子・子法や児福法をはじめ労働基準法（昭和22年法律第49号）や消防法（昭和23年法律第186号）等の法令（以下「関係法令等」という。）に照らし、別に区が定める条例、規則、指導検査に係る基準・重点項目等（以下「区の条例等」という。）に対する実施状況等について個別的に明らかにし、保育施設等に必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、もって保育施設等の適切な運営及び保育の質の確保に資することを目的として実施する

(指導検査の基本方針)

第3条 子・子法や児福法、関係法令等（以下「法令等」という。）及び区の条例等を基本に、指導検査に関する国の通知、指導検査実績等を勘案し、重点的かつ効果的に実施する。

- 2 指導検査で問題を発見した場合においては、その発生原因及び是正策を明らかにするとともに、問題解決を図り、保育施設等の自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行うものとする。
- 3 法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くことにより、保育施設等の経営等に重大な支障が認められ、かつ、是正措置が速やかに講じられないと認められるときは、子・子法及び児福法に定めるところにより行政処分を行うための手続を進めるものとする。
- 4 保育施設等を運営する主体の法人等（以下「法人等」という。）の運営と保育施設等の運営は、相互に密接な関係を有するものであることを踏まえ、保育施設等の指導検査においては、必要に応じて法人等の関係者の出席を求めた上で実施する。
- 5 指導検査の実施及び指導検査結果の処理に当たっては、必要な情報交換を行う等、関係機関等と十分な連携を図るものとする。

(指導検査類型)

第4条 指導検査は、一般指導検査、特別指導検査を実施する。

- 2 一般指導検査は、指導検査事項全体について、保育施設等の所在地において行う検査をいう。

ただし、必要に応じて、あらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。

なお、一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に保育施設等から改善報告書等が提出された場合においては、書面によるほか、必要に応じ実地において改善状況の確認を行う。

3 特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、所管部長の特命により特定の指導検査事項を定め、改善が図られるまで継続的に実地において行う検査をいう。

- (1) 保育施設等が、法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該保育施設等の経営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
 - (2) 死亡事故等の重体事故が発生した場合（死亡事故、意識不明となる事態等の重大な事故をいう。以下同じ。）又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）
 - (3) 施設型給付費・地域型給付費や本区の独自加算等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合
 - (4) 一般指導検査により改善すべきと認められた事項について、適切な処置がなされたことが確認できないとき。
 - (5) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。
- （指導検査重点項目）

第5条 区は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、保育行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目等を掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業施設指導検査重点事項等（以下「重点項目」という。）を、毎年度指導検査開始時まで別に定めるものとする。

（検査回数及び検査計画等）

第6条 一般指導検査の実施に当たっては、次項から第4項までの検査計画の策定及び実施回数によることとし、特別指導検査は、必要に応じて適宜実施する。

- 2 実施時期及び班編成等を含む検査計画は、毎年度指導検査を開始する時までに別に策定するものとする。
- 3 保育施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報、施設調査書等の確認の結果等により、必要と認められる場合は、検査計画にかかわらず適宜指導検査を実施する。
- 4 特定教育・保育施設においては、児福法に基づく指導検査に合わせて実施する。
- 5 一般指導検査を実施しない年にあつては、必要と認める事項について、書面により報告を求めるものとする。

（調査書等の提出）

第7条 区は、保育施設等に対し第5条で定める重点項目を踏まえ、指導検査に必要な指導検査項目を掲げた施設調査書及び関係資料の提出を求めることができる。

(指導検査基準)

第8条 区は、指導検査項目、関係法令及び評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定める。検査基準における「評価区分」は、別表に定めるところによる。

(一般指導検査の実施)

第9条 一般指導検査の実施通知は、原則として法人の長等に対してあらかじめ送付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、保育施設等の運営等に問題が発生した場合又は通報、現況報告書の確認の結果等で、そのおそれがあると認められる場合には、一般指導検査の開始時に文書を提示する等の方法により行う。
- 3 検査体制は、原則として係長級以上の職にある者を班長とする職員（検査員）3名以上で一般指導検査班を編成する。
- 4 検査員は、前条の検査基準及び調査書等に基づき、分担して検査を実施する。なお、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、班長が相互の関係を調整する。
- 5 指導検査終了後、検査員相互で調整を行った上、保育施設等の長等に対して、実地検査指導事項票を用いて一般指導検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。講評は、班長が全般にわたる事項及び担当検査事項について行い、他の検査員が自己の担当した個別事項について行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等状況によっては現地での講評を行わず、別の場所において関係者を招致して行うことができる。
- 6 一般指導検査に当たっては、必要に応じて、関係各課職員又は保育施設等に関係する者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

第10条 一般指導検査結果は、法人の長等宛に文書で通知する。この場合において、別表に定める「評価区分」に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点、改善方法等を具体的に通知する。

- 2 前項の規定による結果通知は、一般指導検査終了後速やかに行う。
- 3 一般指導検査結果の文書指摘事項については、法人の長等に対し、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。
- 4 関係機関等に対しては、指導検査の結果を通知する等、連携を密にする。
- 5 度重なる一般指導検査によっても、改善のための適切な処置がなされたことが確認できないときに、特別指導検査の実施対象とする。

(特別指導検査の実施)

第11条 検査通知は、一般指導検査に準じ、事前に文書により行う。ただし、特別指導検査の目的と効果を勘案し、特別指導検査の開始時に文書を提示する等の方法により

行うことができる。

- 2 特別指導検査体制は、原則として課長級以上の職にある者を班長とする職員（検査員）4名以上で特別指導検査班を編成する。なお、課長級以上の職にある者を除く検査員のうち1名以上は、係長級以上の職にある者とする。
- 3 特別指導検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、改善が図られるまで継続的に実施する。
- 4 特別指導検査終了後、検査員相互で調整を行い、保育施設等の長に対して検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず別の場所において関係者を招致して行うことができる。
- 5 特別指導検査に当たっては、必要に応じて、関係各課職員又は保育施設等に関係する者に対し、検査への立会いを求め、又は必要事項の調査及び照会を行うことができる。

（特別指導検査後の措置）

第12条 特別指導検査結果は、法人の長等宛に、理由を付して文書で通知する。

- 2 特別指導検査結果の文書指摘事項について、法人の長等に対し、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続する。
- 3 改善報告若しくは改善計画が期限内に提出されないとき、又は前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、若しくは改善を怠っていると認められるときは、子・子法及び児福法の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。
- 4 前2項の規定にかかわらず、利用者支援に重大な影響が及んでいる等緊急を要すると認められるときは、直ちに子・子法及び児福法に基づく処分の手続を進める。

（指導検査結果の活用）

第13条 指導検査の結果は、適宜集約し、関係各課に提供することができる。

- 2 指導検査結果のうち文書指摘事項及び改善状況については、原則として区ホームページへ掲載する。

（指導検査の総合的な企画及び調整）

第14条 子育て支援課長は、指導検査に関する総合的な企画及び調整機能を有し、指導検査に係る重要事項等について、必要に応じて関係各課と協議する会議を設ける。

（重点項目の継続、統一の確保）

第15条 指導検査の実施に当たり生じた疑義及び関係法令等の解釈については、関係各課と調整又は協議の上重点項目の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

（社会福祉法に基づく指導検査との連携）

第16条 区が社会福祉法に基づく検査を実施するに当たっては必要な連携を行う。

（関係部署との連携）

第17条 委託費等の運営経費支給や巡回支援を担当する部署とは、保育施設等の情報

を相互に共有し、必要な連携を行う。

(関係機関等との連携)

第18条 国及び東京都との連携を図り、指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

(指導検査情報の公開)

第19条 指導検査に関する情報は、法令等並びに区の条例、規則及び要綱（以下「区条例等」という）により非開示とされる個人情報等を除き、公開に努めるものとする。

(国への報告)

第20条 必要に応じ、指導検査結果を国へ報告する。

(方針の適用除外)

第21条 他の法令等及び区条例等に定めのある指導検査並びに指導及び監査については、この方針の適用を除外する。

付 則

この方針は、令和7年4月1日から適用する。

別表 評価区分

評価 区分	指導形態	基準
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合、水準向上のための「助言指導」を行う。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関連法令又はその他の通達に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反に限り、「口頭指導」とすることができる。
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。